

岩手県総合計画審議会「若者・女性部会」の設置について

1 設置の趣旨

- 「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン及び第2期岩手県ふるさと振興総合戦略については、**令和8年度が計画期間の終期**であることから、今後、次期プラン等の検討を進めていく必要がある。
- 検討に当たっては、**若者・女性からより一層「選ばれる岩手」**を実現するプラン等とするために、**若者や女性の参画を確保**し、当事者の視点を取り入れることが重要。
- なお、国においても、「地方創生2.0基本構想」（R7.6.13閣議決定）において、地方版総合戦略の検証・見直しに当たっては、地域の若者や女性を巻き込んで議論を進めることが重要であるとしているところ。



本審議会に「若者・女性部会」を設置し、若者や女性の視点から本県の現状や課題、今後の取組の基本的な方向性等について御議論をいただき、次期プラン等の策定及びその推進に生かしていく。

体制図

岩手県総合計画審議会

県民の幸福感に関する分析部会

若者・女性部会

■目的

若者や女性の視点から本県の現状や課題、今後の取組の基本的な方向性等について御議論をいただき、得られた意見などを**次期プラン等の策定及びその推進に生かしていくこと。**

■委員の構成

- ・ 委員は8名（総合計画審議会からの選任も含む。）
- ・ 若者・女性からより一層「選ばれる岩手」を実現するための基本方針等について、幅広く御議論をいただくため、**県内外に在住し様々な分野で活躍されている方**に就任を依頼

■進め方

- ・ 年内に第1回部会を開催し、地方創生10年の成果と課題などについて御議論をいただく。
- ・ その後、各回でテーマを設定した上で、令和8年夏頃までを目途に御議論をいただく。
- ・ 議論は、総合計画審議会において報告を行う。

■運営要領の制定

部会設置に関する「若者・女性部会運営要領」を定める。（5～6頁）

基本的な考え方

- 「働き方」や「子育て」など、**若者や女性に「選ばれる」ためのテーマを出発点に議論**いただき、その議論の中から、**県政全般の推進にも資する意見や視点**を見い出し、**今後の政策立案に生かしていく**。
- テーマは、「いわて県民計画（2019～2028）」や国の基本構想、人口問題対策本部会議での議論等を踏まえて検討。国の次期総合戦略や人口問題対策本部会議での議論等を踏まえて、随時見直しを図るものとする。

【現時点の想定議題・テーマ】

	議題・テーマ	着眼点等
第1回	・地方創生10年の成果と課題	・これまでの取組に対する若者や女性の実感
第2回 ～ 第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある雇用環境 ・地域資源の活用、高付加価値化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーギャップの解消 ・可処分所得の向上
	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚、妊娠・出産、子育て 	<ul style="list-style-type: none"> ・可処分所得・時間の向上
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の挑戦を後押しする地域 ・社会の変化に適応する地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者女性のエンパワーメント ・人口減少社会への適応化
	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住、関係人口の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係人口に着目した新たな地方創生

※ 部会は公開で開催する。また、各回の議事要旨等も公表する。

※ 第6回以降については、議論の状況等を踏まえて今後検討していく。

【委員候補者（敬称略）】

	分野等	主な所属団体等	氏名	県外 在住
1	(第23期総合計画審議会委員)	ジョブカフェいわて	牛崎 志緒	
2	就職前の若者	地域志向型インターンシップネットワークinいわて	西條 匡杜	○
3	地域づくり	一般社団法人いわて圏	佐藤 栄平	
4	地域資源の活用	manordaいわて株式会社	山影 峻矢	
5	ジェンダーギャップの解消	岩手県男女共同参画センター	山屋 理恵	
6	移住定住、関係人口	一般社団法人いわて地域おこし協力隊ネットワーク	櫻井 陽	
7	県外の若者	岩手わかすフェス実行委員会	細川 瑠杏	○
8	同	同	吉田 知世	○

若者・女性部会運営要領（案）

（設置）

第1条 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第7条第1項の規定に基づき、岩手県総合計画審議会に若者・女性部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌）

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 若者及び女性から、より一層選ばれる岩手を実現するための基本的な方向性等の検討に関すること。
- （2） その他「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に当たって必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 部会は、委員8名以内で組織し、岩手県総合計画審議会の委員及び専門委員をもって構成する。

2 部会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に、部会長及び副部会長を各1名置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 部会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、知事が任命する。

3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 部会は、知事が招集する。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 部会は、必要に応じて専門的知見を有する者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、政策企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。